

## 企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」の解説

### I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 19 年 4 月 25 日に企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「本適用指針」という。）を公表した。

ここでは、この概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

### II. 公表の経緯

払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理については、従来、以下の会計基準等において取り扱われてきた。

- 金融商品に係る会計基準（企業会計審議会）
- 金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号）
- 実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（ASBJ）（以下「実務対応報告第 1 号」という。）
- 実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（ASBJ）（以下「実務対応報告第 11 号」という。）
- 実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（ASBJ）（以下「実務対応報告第 16 号」という。）

本適用指針は、「金融商品に係る会計基準」が平成 18 年 8 月に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）として改正され、転換社債及び新株引受権付社債に関する定めが新株予約権付社債に関する定めに変更されたことなどから、従前の実務対応報告第 16 号の内容を金融商品会計基準の適用上の指針として新たに定めたものである。また、実務対応報告第 16 号では取り扱われていなかった外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する取得者側及び発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理についても明らかにしている。

さらに、本適用指針では、会社法において、一定の事由が生じたことを条件として、新株予約権付社債の発行者が当該新株予約権付社債を取得できることとする条項（取得条項）が付された新株予約権付社債を発行することが可能となったため、その会計処理を取り扱っている。これは、実務対応報告第 16 号の公表後に、本件に関する質問が多く寄せられたことに対応したものである。

### III. 本適用指針の範囲

本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用されるが、本適用指針では、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱われている。

本適用指針は、会社法施行日前に発行の決議があったものについては適用されないが、会社法施行日前に発行の決議があった新株予約権及び新株予約権付社債を、会社法施行日後において取得した場合の自己新株予約権等については適用されることとなる。

なお、本適用指針の範囲としていない会社法施行日前に発行の決議があった新株予約権及び新株予約権付社債については、実務対応報告第 1 号及び実務対応報告第 11 号の定めによることとなる。

### IV. 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理

以下では、実務対応報告第 16 号では取り扱われておらず、その公表後に質問が多く寄せられた取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理を取り上げる。

#### 1 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債

本適用指針において、転換社債型新株予約権付社債とは、以下の内容が募集事項においてあらかじめ明確にされている新株予約権付社債であって、会社法の規定に基づき発行されたものをいうとしている。この点に関して実務対応報告第 16 号との相違はない。また、当該転換社債型新株予約権付社債の会計処理について、発行者は一括法と区分法のいずれかの方法により、転換社債型新株予約権付社債権者は一括法によることについても同様である。

- 社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと  
社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合とは、かつての転換社債と経済的実質が同一となるように、例えば、①新株予約権について取得事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと、②新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に取得されること、また、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消滅すること、のいずれかが募集事項に照らして明らかな場合である。
- 新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること  
(会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号)

また、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債とは、上述の転換社債型新株予約権付社債に取得条項が付されたものであり、ここでいう取得条項とは、転換社債型新株予約権付社債の発行者が、一定の事由が生じたことを条件として、当該転換社債型新株予約権付社債を取得できることとする条項であり、会社法において新たに認められた形態である(会

社法第 236 条第 1 項第 7 号)。

本適用指針では、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債についても、これに付された新株予約権が転換社債型新株予約権付社債権者により行使されたときに自社の株式が交付されるなど、かつての転換社債と経済的実質が同一であることを前提に、発行者は一括法と区分法のいずれかの方法により会計処理することができるものと考えられている。

## 2 取得条項に基づく取得時の発行者側の会計処理

### (1) 取得の対価が現金の場合

| 前提             | 会計処理   |
|----------------|--|
| ① 取得と同時に消却する場合 | 繰上償還する場合に準じて処理。<br>→ 取得時に損益が計上される。   |
| ② ①以外の場合       | 自己社債の取得に準じて処理。<br>→ 取得時には損益が計上されない。ただし、取得した転換社債型新株予約権付社債を消却したときに、損益が計上される。 |

#### ① 取得と同時に消却する場合

取得した転換社債型新株予約権付社債とこれに対応する転換社債型新株予約権付社債が消滅するため、繰上償還と経済的実態が同一であることから、これに準じて処理することとされている。この結果、転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額と取得の対価としての払出額との差額が当期の損益として計上されることとなる。

#### ② ①以外の場合

発行時に一括法を採用しているときには、自己社債の取得に準じて処理することとされている。また、区分法を採用しているときには、取得の対価としての払出額を発行時における払込金額の区分に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で<sup>1</sup>、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて処理し、新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて<sup>2</sup>処理することとされている。

この結果、取得した転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、その対価としての払出額に基づき算定されることとなり、取得時には損益が計上されないこととなる。ただし、その後、取得した転換社債型新株予約権付社債を消却した場合には、当該帳簿価額と対応する転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額との差額が当期の損益として計上されることとなる。

<sup>1</sup> 金融商品会計基準(注 15) 1 に準じて処理することとなる。

<sup>2</sup> 本適用指針において、自己新株予約権を取得したときの取得価額は、取得した自己新株予約権の時価(取得した自己新株予約権の時価よりも支払対価の時価の方が、より高い信頼性をもって測定可能な場合には、支払対価の時価)に取得時の付随費用を加算して算定するとされている。

ここで自己社債の取得に準じて処理するとあるが、本適用指針において、この場合には、金融商品会計基準における有価証券の会計処理に準ずる（ただし、満期保有目的の債券に分類することはできない。）とされている。自己社債の取得の会計処理については、平成18年9月に公表した本適用指針の公開草案においても有価証券の会計処理に準じて処理することとされていたが、これに対して複数のコメントが寄せられた。本適用指針では当該コメントに関する審議を踏まえ、金融負債の消滅要件や金融資産の定義の観点から説明が加えられている。

(2) 取得の対価が自社の株式の場合

| 前提   | 会計処理  |
|--|---|
| ① イン・ザ・マネー（ITM）のときに取得し <sup>3</sup> 、一定の条件を満たす場合 | 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合に準じて処理<br>→ 帳簿価額に基づき処理されるので、損益は計上されない。     |
| ② ①以外の場合   | 自己社債の取得に準じて処理<br>→ 取得時には損益が計上されない。ただし、取得した転換社債型新株予約権付社債を消却したときに、損益が計上される。 |

① ITM のときに取得し、一定の条件を満たす場合

(ア) 取得条項に基づき、ITM の場合において当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である自社の株式の数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得し、(イ) 当該転換社債型新株予約権付社債を取得した際に消却することが募集事項等に示されており、かつ、当該募集事項等に基づき取得と同時に消却が行われたとき<sup>4</sup>には、転換社債型新株予約権付社債権者が当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することと経済的実質が同一であることから、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたときに準じて処理することとされている。

この結果、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも帳簿価額に基づき処理されるので、損益は計上されないこととなる。

これは、従来、発行者が、ITM の場合において繰上償還条項に基づき繰上償還を行うことを明らかにすることにより、転換社債権者が転換権を行使していた繰上償

<sup>3</sup> これは、発行者が、取得条項に基づき、自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合において当該転換社債型新株予約権付社債を取得するときを指す。

<sup>4</sup> 転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすることが募集事項においてあらかじめ明確にされている新株予約権付社債であり（1参照）、当該新株予約権行使時に転換社債型新株予約権付社債は消滅する。これとの整合性の観点から、(イ)の要件が設けられたものと考えられる。

還権付転換社債と経済的実質が類似しており、当該繰上償還権付転換社債に係る従来の会計処理とも整合的である。

② ①以外の場合

①以外の場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとはいえず、発行時に一括法を採用しているときは、取得した転換社債型新株予約権付社債を自己社債の取得に準じて(1)②参照)処理し、区分法を採用しているときには、当該時価を発行時における払込金額の区分に準じて(脚注2参照)社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて(1)②参照)、新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて(脚注3参照)処理することとされている。

この場合、取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき、新株を発行するときは資本金又は資本金及び資本準備金を増加させ、自己株式を処分するときは当該時価を自己株式の処分の対価として自己株式処分差額を計算し、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて処理することとなる。

この結果、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも取得時に損益は計上されないこととなるが、その後、取得した転換社債型新株予約権付社債を消却した場合には、当該帳簿価額と対応する転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額との差額が当期の損益として計上されることとなる。

(3) 取得の対価が現金と自社の株式の場合

本適用指針の公開草案では、取得の対価が現金と自社の株式の場合について、その組合せ方法が様々あり得ることを理由として、直接的に取り扱われていなかった。

しかしながら、当該公開草案に対して、既に実例が存在すること等を理由に、当該会計処理を明確にすべきではないかというコメントが複数寄せられたため、これに関する定めが設けられることとなった。

| 前提  | 会計処理   |
|---|--|
| ① イン・ザ・マネー (ITM) のときに取得し、一定の条件を満たす場合 <sup>5</sup> | 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合に準じて、帳簿価額に基づき処理<br>→ 損益は計上されない。 |

<sup>5</sup> このような前提は、転換社債型新株予約権付社債と類似の商品性を維持しつつ、取得条項の行使により希薄化を防ぐことも可能にしているものと思われる。

|          |   |
|----------|---|
| ② ①以外の場合 | 自己社債の取得に準じて処理<br>→ 取得時には損益が計上されない。ただし、取得した転換社債型新株予約権付社債を消却したときに、損益が計上される。 |
|----------|---|

① ITM のときに取得し、一定の条件を満たす場合

次のすべてを満たす場合には、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたときに準じて処理する（一括法の場合）こととされている。また、この結果、転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額と取得の対価となる現金の額との間に差額が生じる場合には、当該差額を会社法の規定に基づき処理することとされている<sup>6</sup>。

- (ア) 取得条項に基づく取得の対価の金額は、当該取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である自社の株式の数に基づき算定された時価であること
- (イ) 当該取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項等に示されており、かつ、当該募集事項等に基づき取得と同時に消却が行われていること
- (ウ) 現金の交付がすべて社債部分の取得に充てられ、自社の株式の交付がすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とするそれぞれの部分があらかじめ明確にされ、これらの額が経済的に合理的な額と乖離していないこと

ASBJ における審議の過程においては、上記(ア)～(ウ)の要件を満たしている場合で、当該転換社債型新株予約権付社債を社債部分と新株予約権部分に区分して処理しているときには、現金のみが充てられる社債部分は当該現金による繰上償還と捉え、自社の株式のみが充てられる新株予約権部分は新株予約権の行使と捉えるのが適当であり<sup>7</sup>、また、同一の取引であれば一括法と区分法は同様の考え方（帳簿価額に基づく処理）で行うことが適当であるので、前段の会計処理を行うことになるのではないかという意見があった。一方で、現金と自社の株式を対価とする場合には、株式転換権が行使された場合に自社の株式のみが交付される従来の転換社債とは異

<sup>6</sup> 例えば取得の対価である自社の株式が新株の場合に生じた差額は、会社計算規則第 41 条に基づき、現金の額の方が少ないときには資本金又は資本準備金となり、現金の額が多いときにはその他利益剰余金となる。

<sup>7</sup> 本適用指針では、このケースに係る区分法の処理について直接的に言及されていないが、区分法による場合には会社計算規則第 41 条第 1 項第 1 号の「当該取得時における当該取得条項付新株予約権…の価額」との関係で留意が必要である。会計処理に一括法と区分法という相違があったとしても、会社計算規則で規定されている当該「価額」は統一的に適用されなければならないと考えられるため、一括法による場合に当該「価額」を帳簿価額と解するときには、区分法による場合にも当該「価額」は新株予約権部分の帳簿価額と社債部分の帳簿価額の合計額になるものと考えられる。

なるため、少なくとも一括法において前段の会計処理は適当ではないという意見もあった。

本適用指針において定められた会計処理は、転換社債型新株予約権付社債において一括法と区分法の双方が認められている金融商品会計基準を前提とした上で、国際的な会計基準における取扱いとの関係なども考慮されたものであるが、今後、仮に一括法と区分法の選択適用自体が見直される場合には、当該会計処理についても再考する必要があるとされている。

## ② ①以外の場合

この場合、取得の対価が自社の株式のみのとき（(2)①参照）のように、当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使され自社の株式を交付することと経済的実質が同一であるとまではいえず、発行時に一括法を採用しているときは、対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価から対価となる現金の額を控除した額のうち、より高い信頼性をもって測定可能な金額と、対価となる現金の額の合計額に基づき、自己社債の取得に準じて（(1)②参照）処理することとされている。また、区分法を採用しているときには、当該合計額を発行時における払込金額の区分に準じて（脚注 2 参照）社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて（(1)②参照）、新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて（脚注 3 参照）処理することとされている。

この結果、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも取得時に損益は計上されないこととなるが、その後、取得した転換社債型新株予約権付社債を消却した場合には、当該帳簿価額と対応する転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額との差額が当期の損益として計上されることとなる。

なお、取得の対価のうち現金の額が僅少である場合、その経済的実態は取得の対価が自社の株式のみの場合と変わらないため、本適用指針ではこれに準じて（(2)①参照）取り扱うものとしている<sup>8</sup>。

### 3 取得条項に基づく取得時の転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理

| 発行者による<br>取得の対価 | 会計処理                                 |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 現金          | 転換社債型新株予約権付社債の譲渡又は償還として処理            |
| (2) 発行者の株式      | 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使した場合に準じて処理 |

<sup>8</sup> この処理は、本適用指針において定められた転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使時に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合で、当該端数に相当する金銭を交付するときの会計処理と整合的である。

|               |   |
|---------------|---|
| (3) 現金と発行者の株式 | 取得の対象となる転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を、交付された現金の額と発行者の株式の時価の比率により按分した上で、現金部分は(1)に準じて、発行者の株式部分は(2)に準じて処理 |
|---------------|---|

(1) 発行者による取得の対価が現金の場合

転換社債型新株予約権付社債の譲渡又は償還（以下「譲渡等」という。）として処理することとされている。したがって、譲渡等を行った転換社債型新株予約権付社債の消滅を認識するとともに、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を当期の損益として処理することとなる（金融商品会計基準第 11 項）。

(2) 発行者による取得の対価が発行者の株式の場合

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使した場合に準じて処理することとされている。これは、転換社債型新株予約権付社債の発行者が、取得条項に基づき、ITM の場合において当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である発行者の株式の数を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得するときは、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるためである。

また、転換社債型新株予約権付社債の発行者が、取得条項に基づき、アウト・オブ・ザ・マネー（OTM）の場合において発行者の株式を交付することにより当該転換社債型新株予約権付社債を取得するときでも、取得の対価が社債金額その他合理的な額によるときには、転換社債型新株予約権付社債権者は、ITM の場合と同様に処理することが適当と考えられるとされている。

(3) 発行者による取得の対価が現金と発行者の株式の場合

発行者により取得された転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を、交付された現金の額と発行者の株式の時価の比率により按分した上で、現金部分は(1)に準じて処理し、発行者の株式部分は(2)に準じて処理するとされている。これは金融資産の消滅の認識において財務構成要素アプローチが採用されていることによる（金融商品会計基準第 57 項）。



## V. 適用時期等

本適用指針は、本適用指針公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用するとされ、本適用指針の適用により、実務対応報告第 16 号は廃止するとされている。

以 上

企業会計基準委員会 研究員  
石川和正